

○自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則

平成27年5月29日
公安委員会規則第17号

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則をここに公布する。

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)の規定に基づき、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(受講命令)

第3条 法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為(以下「自転車危険行為」という。)をした自転車運転者であって、自転車危険行為をした日を起算日とする過去3年以内に他の自転車危険行為をしたものについて、[次の各号](#)に掲げる場合を除き、府令第38条の4の4第2項に規定する命令書の交付を受けた日を起算日とする3月以内に行われる講習の受講を命ずることとする。

- (1) 自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合
- (2) 既に講習を受けた者である場合であって、講習を受講した後の自転車危険行為が2回に満たないとき

第4条 削除

(講習の申請)

第5条 府令第38条の4の4第2項に規定する命令書の交付を受けた者は、自転車運転者講習受講申請書([別記第2号様式](#))に講習手数料(鹿児島県収入証紙)を添えて、講習当日提出するものとする。

第6条から第10条まで 削除

(講習結果の報告)

第11条 講習の結果は、自転車運転者講習実施結果報告書([別記第3号様式](#))により公安委員会に報告するものとする。

(弁明の機会の付与)

第12条 公安委員会は、自転車の運転に関し、自転車危険行為を反復してした者について、当該処分事由を審査の上、府令第38条の4の4第2項に規定する命令書の交付をする必要があると判断した場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 弁明の機会の付与の実施については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)に定めるところにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成31年4月23日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月16日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年5月10日公安委員会規則第12号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和5年6月30日公安委員会規則第18号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記第1号様式 削除

[第2号様式\(第5条関係\)](#)

第2号様式(第5条関係)

自転車運転者講習受講申請書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

フリガナ

氏 名

(歳)

道路交通法第108条の2第1項第16号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講を申請します。

申請年月日	年 月 日
講習場所	
手数料	収入証紙 貼付箇所
備考	

[第3号様式\(第11条関係\)](#)

第3号様式(第11条関係)

自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

講習実施者名
代表者

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第16号に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

備考